

平成 19 年 12 月 27 日

社団法人 東京建設業協会 殿

東京都建設局道路管理部

道路巡回点検業務の委託化に伴う入札参加資格登録について

平成 19 年 12 月 19 日付 19 建道管保第 161 号により道路巡回点検業務の委託化について通知したところですが、委託内容及び「東京都物品買入れ等競争入札参加資格」の申請につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. 委託内容

- (1) 都道を適正に維持管理するための巡回点検であり、主として、路面、構造物および付属物の損傷状況等を把握し、安全を著しく欠く状態を発見した場合は、緊急措置及び作業を実施する業務です。
- (2) 「道路維持工事（単価契約）」または「道路巡回調査」等の実績を有する方で、同委託の受注を希望する事業者の方を対象とします。（現場責任者・業務員を必要数配置できること等を要件とします。）
- (3) 平成 20 年度から業務委託を一部地域より開始し、順次展開する予定です。

2. 入札参加資格申請手続き

- (1) 東京都における平成 18・19・20 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者であり、営業種目 110「道路・公園管理」に既に登録済の事業者の方につきましては、新規に申請していただく必要はありません。
- (2) 上記（1）の資格を未登録の事業者の方につきましては、入札参加資格申請手続きが必要です。営業種目 110「道路・公園管理」取扱品目 99「その他」により申請してください。

※申請にあたっては、別紙参照のうえ、十分に期間に余裕を持って行なって下さい。

[問合せ先]

東京都建設局道路管理部保全課

企画係 藤野

道路保全係 橋本・斎藤

電話 03(5321)1111 (内線)40-511,531

東京都競争入札参加資格申請手続きについて

I 東京都競争入札参加資格の申請は、インターネットホームページ「東京都電子調達システム－資格審査－入札参加資格関係」

(<http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp>)を参照し、「平成19年度物品買入れ等競争入札参加資格審査 随時受付 申請の手引き」にしたがって実施してください。

II 申請にあたっては、事前に東京都指定の認証局から電子証明書を購入し、東京都電子調達システムへ登録することが必要です。

電子証明書は、以下の東京都指定認証局から購入してください。

- 日本電子認証(株)「KeySign サービス」(問合せ先 0120-714-240)
- (株)帝国データバンク「TDB 電子認証サービス SG」
(問合せ先 03-5476-8543)
- 「商業登記に基づく電子認証制度」(窓口:各法務局)

購入方法、申込に必要な書類、申込から購入までに要する日数等については、各認証局に確認してください。

※購入申込から発行までおおむね1週間～10日程度必要です。

※「建設工事」資格と「物品買入れ」資格は別々の電子証明書が必要です。

III 資格審査申請の際の必要書類として、決算書及び法人商業登記簿謄本等が必要(法人の場合)です。なお、申請から資格の発生には一定の日数を要する(1ヶ月半～2ヶ月程度)ため、手続きについては十分な余裕を持って進めてください。

おおよその申請手順は、①～④のとおりです。

- ① 電子証明書を購入し東京都電子調達システムへ登録する。
- ② 申請プログラムをダウンロードの後、申請データを作成して、送信する。
- ③ 必要書類を提出する。
- ④ 申請が承認されたことを確認して、受付票を印刷する。

申請内容に不備がある場合は、申請は「否承認」となり、再度、データ送信・書類提出が必要となります。

IV 問合せ先

東京都財務局契約第二課資格審査係(新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎南側15階 電話 03-5388-2632)



19建道管保第161号

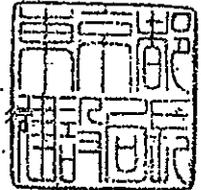
平成19年12月19日

社団法人 東京建設業協会

会 長 山田 恒太郎 殿

建設局長

道家 孝



道路巡回点検業務の委託化について

日頃、東京都の道路行政にご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて東京都では、これまで指定管理者制度の導入を始め、多くの事業でアウトソーシングを進めているところです。

この一環として、道路巡回点検業務を、道路維持工事(単価契約)等の経験を有する企業の方に、来年度から順次委託化していく予定です。

つきましては、20年度の道路巡回点検を希望される企業の方は、東京都財務局が行う「物品買い入れ等競争入札参加資格審査」随時受付の手続きが必要になりますのでお知らせします。

[問合せ先]

東京都建設局道路管理部保全課

企画係 藤野・加藤

道路保全係 橋本・斉藤

電話 03(5321)1111 (内線)40-511, 531

道路巡回点検業務について

1. 業務の目的

道路巡回点検は、道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常等に対して、適宜措置を講ずるとともに道路管理上に必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

2. 業務の範囲

調書及び図面に明記されている区域内的の路線(一つの区域の都内平均延長は約160km)について、道路巡回点検業務を実施するものである。

3. 業務内容

本業務は、別紙資料に明記された路線について、区域毎の1班2名体制により、下記の業務を実施するものである

(1) 通常巡回

遠望目視によって道路の健全性や変状等を把握するために巡回点検車両もしくは必要に応じて徒歩により計画的に実施する。主として路面、構造物および附属物の損傷状況等を把握するための巡回であり、所管区域の全路線について実施し、巡回点検項目は別紙のとおりとする。

(2) 緊急措置

巡回点検中において車両や歩行者が通行時に安全を著しく欠く状態を発見した場合は、安全柵、セーフティーコーン、交通誘導等の緊急処置を行い、事故を防止するとともに、監督員にその状況を報告する。また、その結果、危険回避のため、応急措置を行う必要があると認められる小規模作業等については、必要な安全措置を講じた後、実施するものとする。小規模作業の具体的な事例については、別紙のとおりとする。

4. 業務要領

業務時間は、原則として8:30から17:15までの間とし、作業区間の交通事情等を十分に配慮して巡回を行うこと。但し、業務遂行上必要がある場合は、時間外においても実施するものとする。

5. 業務実施計画書

業務の実施にあたり、下記の項目について業務実施計画書を毎月作成し、監督員の承諾を得ること。また、実施計画に変更がある場合、速やかに変更計画書を作成し、監督員の承諾を得ること。

- (1) 巡回コース(対象路線の点検頻度が概ね3日に1度となるように設定)
- (2) 巡回車の配置場所
- (3) コースごとの巡回予定日

6. 使用車両

- (1) 道路巡回使用する車両は、本都より貸与するものとし、*所管工区*に保管する。また、車体側面のわかりやすい場所に業者名を明示すること。
- (2) 業務に必要な消耗品(燃料、エンジンオイル、オイルエレメント、ウインドウウォッシャー液、バッテリー液、不凍液等)については、受託者の負担とする。
- (3) 次の各号については、東京都の負担とする。
 - ①車検及び定期点検整備(自動車重量税、点検整備に必要な油脂類及び消耗品等を含む)
 - ②タイヤ、バッテリー、ラジエーター液、ベルト類、タイヤチェーン等の交換、カーコーラー等の修理調整
 - ③前各号以外で受託者の責任によらない修理
- (4) 自動車保険は、受託者の負担により次の各号に掲げる担保種類について、当該各号に掲げる金額の自動車損害賠償保険契約を締結するものとする。なお、本項において受託者が契約を締結する自動車保険は、運転者年齢条件、限定運転手の条件等はずけないものとし、受託者の定める巡回点検員以外の者が車両を運行した場合においても保険の適用が可能なものとする。また、車両と装置は一体のものとする
 - ①対人賠償 10,000万円以上
 - ②対物賠償 200万円以上
 - ③搭乗者賠償 500万円以上
 - ④車両賠償 査定額

1. 巡回点検項目

- (1) 路面の状況(陥没、穴、段差、わだち、クラック、破損、縁石類、落下物の有無、その他)
- (2) 排水等の状況(側溝、街渠、樹類の蓋、溜土、その他)
- (3) 防護柵、照明、標識等道路附属物の状況(破損、変形、曇点、不点、汚れ、その他)
- (4) 街路樹等の状況(倒木、半倒木、枝折れ、控木、害虫、その他)
- (5) 清掃等の状況(塵埃、泥土類の堆積、その他)
- (6) 斜面の状況(道路法面、路肩、その他)
- (7) その他(落下物、水・雪害、地震、その他)

注)一般橋・人道橋・歩道橋を含む

2. 小規模作業の具体的事例

- (1) 路面の応急処理(ポットホール等)
- (2) 路上障害物の除去
- (3) その他(一般車両の通行に支障をきたしている又はその恐れがある状況を回避するための作業)